

外務委員會議録 第十号

昭和三十年五月二十六日(木曜日)

午前十時四十三分開議

出席委員

委員長 植原悦二郎君
理事 大橋 忠一君 理事 菊池 義郎君
理事 須磨彌吉郎君 理事 北澤 直吉君
理事 穂積 七郎君 理事 松本 七郎君
理事 草野 一郎平君 高岡 大輔君
並木 芳雄君 山本 利壽君
渡邊 良夫君 稻村 隆一君
細迫 兼光君 森島 守人君
和田 博雄君 戸叶 里子君
松岡 駒吉君 岡田 春夫君

出席政府政員

法制局長 高辻 正巳君
総務府事務官 石井 通則君
(南方連絡事務局長)
外務政務次官 園田 直君
外務省参事官 寺岡 洪平君
外務省参事官 矢口 龍蔵君
外務事務官 中川 融君
(アジア局長)
外務事務官 下田 武三君
(条約局長)
外務事務官 河崎 一郎君
(國際協力局長)

委員外の出席者

外務事務官 安倍 勲君
(經濟局長) 二課長
専門員 佐藤 敏人君
専門員 村瀬 忠夫君

本日の會議に付した案件

關稅及び貿易に關する一般協定のあ
る締約國と日本國との通商關係の規
制に關する千九百五十二年十月二十

四日の宣言の有効期間を延長するた
めの議定書への署名について承認を
求めるの件(条約第一号)
婦人の参政權に關する條約の批准に
ついて承認を求めるの件(条約第六
号)
國際情勢等に關する件

○植原委員長 これより會議を開きま
す。

關稅及び貿易に關する一般協定のあ
る締約國と日本國との通商關係の規
制に關する千九百五十二年十月二十四
日の宣言の有効期間を延長するための議
定書への署名について承認を求めるの
件と、次に婦人の参政權に關する條約
の批准について承認を求めるの件、こ
れを一括して議題といたします。兩件
について通告順によつて質問者に發言
を許します。並木芳雄君。

○並木委員 ガットの加入について昨
日、來日中のホワイト事務局長が記者
団との会見で、八、九月ごろには日本
の正式加盟が實現するであろうとい
ことを言明しております。それにつ
いて政府としての見通しをこの際伺つ
ておきたいと思ひます。

○下田政府委員 ガットの正式加入が
實現いたしますためには、御承知の通
り、締約國の三分の二の賛成を必要と
する次第でございます。従ひまして二
十三カ國の賛成を必要とするわけで
ございますが、ただいまのところ確実な
のは二十一カ國の賛成を得られる見込
みでございます。従ひまして残り二、

三カ國というところが大事なところで
ございますが、オランダ、ベルギー、ルク
センブルグといふベネルルクス三國の
態度があまりいいでございませう。こ
の目下のところ確実に加入できるとい
うことを断言いたし得る段階に至つてお
りません。しかしながらまだ期間もあ
ることでございますから、その間に十
分努力いたしまして加入實現の目的を
達するようにいたしたいと存じます。

○並木委員 同じくホワイト氏の言に
よると、かりに加入できても例の三十
五條を發動されると、加入しておらな
かつた場合と同じような影響が出てく
る、従つて入つても入らなくても同じ
ようなものだ、その中の一つに英國が
あるといふことを言つておられますが、
この点についてはどうなつております
か。せつかく入つても三十五條の發動
によつて実効がないようでは何にもな
らないと思ひますが、それについて政
府はどのように對策を講じておられる
か、その對策を伺つておきたいと思ひ
ます。

○下田政府委員 仰せのように、三十
五條が發動されまると、ガットによる
最惠國待遇に均等するといふ利益がな
くなるわけでございませう。であります
から有名無実になるわけであります
が、しかしながら日本が正式加盟國と
して入るといふこと自体には賛成する
わけなのであります。でありますから
全然価値がないといふことは言えない
わけでありませう。ただその三十五條を
發動しました國と日本との間において

のみガットの一般的最惠國待遇の適用
がないといふわけでありますので、も
ちろんわが方といひましては三十五
條の發動なしに日本の正式加入を認め
てもらいたいわけでありませうが、なお
賛成國の数が足りないといふとたんば
になりますと、場合によつては三十五
條の援用の危険がありましても必要数
の加盟賛成國を確保するといふことを
考えざるを得ないかもしれませうが、
しかしただいまからそういう悲觀的な
態度を表明するほど見通しを悲觀的に
は見ておりませう。

○並木委員 アメリカはしきりに日本
のためにガット加入を促進し、好意あ
る態度を示しておるようでありませう
けれども、その反面においてこれは業界
から押されてやむなく行かれておるも
のと推定いたしますが、アメリカの輸
入關稅について必ずしも好意を示して
おらない点があります。たとへばつい
最近例の互惠通商法に關連してアメ
リカの兩院協議会でジョージ案という
ものが通過しております。こんなのが通
過されたのではガットに加入したとこ
ろで非常な障害となつてしまつて、名
前だけは正式加盟を許されたけれども、
実効が伴わない、実利を得ることがで
きないといふ心配が出てきておりま
す。政府は當然これには抗議を申し込
んでしかるべきものと思つております
が、どういふ對策を立てておられます
か。

○下田政府委員 どの國でも、政府
の方針のいかにかわらなず、實際に

貿易に當つておる業者あるいは實際の
生産に當つておる業者は政府の意向通
りには必ずしも従つておりませう。従つ
てアメリカにおきましても日本から
の輸入品によつて脅威を受ける生産業
者もおるわけでございまして、そうい
う者の声が國內に反映し、または議會
の議員にまで影響力を及ぼすといふこ
とが起るのはいたし方ないことだと思
ひます。しかしながらアメリカ政府自
体といひましては非常な好意を持つ
て對処しておるのございまして、昨年
來マクロの結論の關稅の問題にしま
しても、日本政府の要求をよくいれて
くれておりますし、また今回のガット
の正式加盟のための關稅交渉というの
も、実は日本との交渉に實益を感じる
のではなくて、アメリカとの交渉に實
益を感じるからこそ參加しておる國が
多數あるものでありまして、これは日本
國でできないところを、アメリカの利
益を均等させるぞとみせびらかすこと
によつて、多數の國がこの交に涉參加
してくれておるわけであります。従ひ
まして、米國の一部の業界にそのよう
な声がございませうにいたしましても、
アメリカ政府の方針といふものは、貿
易によつて生きる必要のある日本を何
とかして助けてやるやうという明確な線
にあることは疑ひを入れないところで
あると信じます。

○並木委員 最初の質問に關連してで
すが、ホワイト氏が語つた八、九月ご
ろの加盟實現といふことは可能性があ
る、そういうふうに政府も見ておりま

すが、もう一度伺います。

○下田政府委員 ウィンダムホワイ
氏、この人はイギリス人ですが、
ガットの事務局長としまして、非常に

公正な意見を持っておる人でありま
す。従いまして、イギリス本国の立場
にとらわれないで、ガットという国際

機関の事務局長として、国際人としての立場から非常に公正に物を見、考え、

かつ日本にも好意を示していてくれる人であります。従いまして、あるいは

公正な見地からのホワイト氏の見通しが正しいのかもしれません。しか

しながら、日本政府といたしましては、確実に八月までに実現し得ると断

言することも、またそれより早く加入できるということも、目下のところ確

たる見通しを申し上げることは差し控えた方がいい段階だと思つておりま

○並木委員　今は、ガットだけに限定す。

○植原委員長　今は、婦人問題の方と

一括して質疑を許しております。

○並木委員　まだ国際情勢のことで局

長に質問したいことが二、三あるので
すが、あとでいたします。

○植原委員長 稲村隆一君。
○稲村委員 並木君と同じ質問でした。

から、わかりました。

○植原委員長　もう済んだのですね。

○稲村委員　今のと同じですから、やりません。

○植原委員長 北澤直吉君。
○北澤委員 ガット問題について二、

三質問したいと思います。

第一点は、例のガットの三十五条を

援用して、日本がガットに加入しまし
ても、ガットの規定を適しない、ガッ

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147
148
149
150
151
152
153
154
155
156
157
158
159
160
161
162
163
164
165
166
167
168
169
170
171
172
173
174
175
176
177
178
179
180
181
182
183
184
185
186
187
188
189
190
191
192
193
194
195
196
197
198
199
200
201
202
203
204
205
206
207
208
209
210
211
212
213
214
215
216
217
218
219
220
221
222
223
224
225
226
227
228
229
230
231
232
233
234
235
236
237
238
239
240
241
242
243
244
245
246
247
248
249
250
251
252
253
254
255
256
257
258
259
260
261
262
263
264
265
266
267
268
269
270
271
272
273
274
275
276
277
278
279
280
281
282
283
284
285
286
287
288
289
290
291
292
293
294
295
296
297
298
299
300
301
302
303
304
305
306
307
308
309
310
311
312
313
314
315
316
317
318
319
320
321
322
323
324
325
326
327
328
329
330
331
332
333
334
335
336
337
338
339
340
341
342
343
344
345
346
347
348
349
350
351
352
353
354
355
356
357
358
359
360
361
362
363
364
365
366
367
368
369
370
371
372
373
374
375
376
377
378
379
380
381
382
383
384
385
386
387
388
389
390
391
392
393
394
395
396
397
398
399
400
401
402
403
404
405
406
407
408
409
410
411
412
413
414
415
416
417
418
419
420
421
422
423
424
425
426
427
428
429
430
431
432
433
434
435
436
437
438
439
440
441
442
443
444
445
446
447
448
449
450
451
452
453
454
455
456
457
458
459
460
461
462
463
464
465
466
467
468
469
470
471
472
473
474
475
476
477
478
479
480
481
482
483
484
485
486
487
488
489
490
491
492
493
494
495
496
497
498
499
500
501
502
503
504
505
506
507
508
509
510
511
512
513
514
515
516
517
518
519
520
521
522
523
524
525
526
527
528
529
530
531
532
533
534
535
536
537
538
539
540
541
542
543
544
545
546
547
548
549
550
551
552
553
554
555
556
557
558
559
560
561
562
563
564
565
566
567
568
569
570
571
572
573
574
575
576
577
578
579
580
581
582
583
584
585
586
587
588
589
590
591
592
593
594
595
596
597
598
599
600
601
602
603
604
605
606
607
608
609
610
611
612
613
614
615
616
617
618
619
620
621
622
623
624
625
626
627
628
629
630
631
632
633
634
635
636
637
638
639
640
641
642
643
644
645
646
647
648
649
650
651
652
653
654
655
656
657
658
659
660
661
662
663
664
665
666
667
668
669
670
671
672
673
674
675
676
677
678
679
680
681
682
683
684
685
686
687
688
689
690
691
692
693
694
695
696
697
698
699
700
701
702
703
704
705
706
707
708
709
710
711
712
713
714
715
716
717
718
719
720
721
722
723
724
725
726
727
728
729
730
731
732
733
734
735
736
737
738
739
740
741
742
743
744
745
746
747
748
749
750
751
752
753
754
755
756
757
758
759
760
761
762
763
764
765
766
767
768
769
770
771
772
773
774
775
776
777
778
779
780
781
782
783
784
785
786
787
788
789
790
791
792
793
794
795
796
797
798
799
800
801
802
803
804
805
806
807
808
809
810
811
812
813
814
815
816
817
818
819
820
821
822
823
824
825
826
827
828
829
830
831
832
833
834
835
836
837
838
839
840
84

トの規定を除外する、とういうことを考へているのは、イギリスのほかにとゞういう 国がありますが、ちよつと伺いたい。

○下田政府委員 イギリス初め英連邦諸国、それからフランス、キューバといつたやうな国であります。

○北澤委員 そういう国々は、日本ととの間においてはガツトの適用を除外すると、それを請うたために、そういう国

でございます。

○北澤委員 日本がインドに通商条約の締結を申し入れた場合に、日米通商条約のようなものを結ばうという申し入れをしたのですか。インドの方で、通商上の関係で日本の圧迫を受けるのか、そういうようなことを心配しておられるということですが、たとえばどういふ点においてインドの方では反対があるのか、日本の申し入れの通商条約のどういふ点に難色があるのか、もしわかったらお聞かせ願いたい。

○下田政府委員 インドとの間には日印平和条約の暫定的な簡単な規定がございますので、さしあたりそれでカバーされておりますので問題はございませんが、これで日本側から通商航海条約の案をいよいよ突きつけて交渉するという段階になりますと、先方がどういふ点に難色を示すかということがわかるのでございますが、ただいまのところは現実の問題になっておりませんので、まだ先方の出方はわかっておりません。

○北澤委員 それからもう一点、ガットの委員会のレポートが何かでガットの機構の中にまた新しい機構をつくることになったそうです。それによると、先進国はその国の外国為替が何かの關係でいろいろ輸入その他について特に措置がとれる、それからまた後進国は自国の産業の保護のために特別の措置をとれる、こういうふうになっておりまして、日本のように特に中間に位置する国は何ら特典がないような、そういうふうな新しい機構をつくるという委員会のレポートが出たということが新聞に出ておりますが、これはどういふことでございますか。

○下田政府委員 その点につきまして、ガットの交渉に参加しまして先日帰って参りました安倍経済局第二課長がおりますから、安倍課長からお答えいたします。

○安倍説明員 ただいまの御質問につきましては、委員会がそのような決議をしたという点は私どもは承知しておらないのでございますが、おそらく昨年の十月からことしの三月までにガットの現行規定を改正する改正会がございまして、その改正会の結果、一つの案なるものが採択されたのでございまして、それによりまして、いわゆるたいてい申されましたような先進国といいますが、いわゆる貿易の種々な輸出入制限に關しまして、国際収支の工合のいふ国はそういうことをする必要はないという点が確認された。従っていわゆる貿易上の先進国と申しますのは、何らそういう意味での特権はなく、貿易をできるだけ自由化するという立場から輸入制限は撤廃するという義務がむしろ強化されているという点でございます。それからいわゆる後進国と申します国は、経済的に未開発な国、特にその国内産業がございまして、普通の公正な産業上の競争においてはとて立も行かないというふうな特殊な場合は、そういう産業を保護するために特定の範囲においてその關係の国は輸出入制限をある程度やってもよろしい、という規定が改正議定書の中に挿入されたわけでございます。それで日本の場合はどうかと申しますと、ただいまの何が貿易上の先進国か、あるいは後進国かというこの定義は、その会においては既に決定できずに終わったのでございますが、大体のところ

ただいま申し上げました国際収支のいふ悪いという点で判定が下された。それからただいま申し上げました後進国の場合は、大體国民の生活程度がきわめて低いという点だけがその改正議定書の中に出ておまして、それが今後どの程度で定められるかということはまだ定めてございませんが、大體は国民所得がきわめて低いという点がその基準になるのではないかと見られております。従いまして日本はその観点からはおそらく後進国の中に入らずに、また米、英、イギリス、ドイツというやうな国の国際収支の全体としてきわめて健全かつ良好な国の範疇にも入らないというふうな考え次第でございます。

○北澤委員 そういう意見が採択されたというのでありますが、日本の貿易の對象は大體後進国なんです。東南アジア、中近東、中南米、こういうやうなところが日本の貿易の最も大きな對象である。後進国が自分の産業の保護のためにそういう措置をとり得るというふうになりますと、これは日本の貿易に相当大きな影響があると思ひますが、その点はどうかですか。

○安倍説明員 ただいまの点に關しましては、確かにそういうおそれがあるものであります。また違った観点から、そういう国に日本の優秀な工業品その他の商品と二國間の話合いによつていふ条件で売るといふ点については、ただいまのところでは、むしろ實際の貿易上の競争において、よければそういう国も条件のいいところから買入るというふうになりますから、必ずしも實際において非常な影響があるとは思ひません。ないわけではあります。

○北澤委員 時間もありませんからその問題はその辺にいたしまして、もう一点だけ伺つて私の質問をやめておきます。それは先ほどいろいろ話がありました。いよいよ日本がガットに加入するということになりますと、ガットの規定に従つて、不当な輸出奨励の措置はとれぬとか、あるいは不当な輸入制限ができぬといふことになるわけでありまして、去年あたり日本の貿易は相当そういうやうな非常手段をとつて輸出が急にふえていたわけですね。いよいよ日本がガットに入つてそういうやうな制限を受けると、日本の輸出についてこれまでのやうな非常手段がとれないために、日本の輸出貿易の前途に対して、悲観はしませんけれども、去年程度のような増加は見込めないといふやうな心配をもちますが、その点はどうかですか。

○安倍説明員 その点につきましては必ずしもガットだけの問題によつては判断は下し得ないと思ひます。一般に種々な経済的な、あるいは国際關係におきまして貿易の關係から見まして、本年は昨年よりは輸出はあれほど出ないのやないかといふことはしばしば言われているところと思ひます。ただガットに關係しまして、ただいまのやうな規定によりまして日本が加入いたしました場合にどういふ影響を受けるかと申しますと、輸出入の制限につきましては、輸入はできるだけ自由化するという方向になりますと、原則としては値段の安いものが入る、自由競争の結果そういう結論になります。そしてそういう原料を使う輸出産業は、従つてはかのような要素を除いて考えますと値段は安くなる、國際的には競争

力を増すという点も結論される次第でございまして。従いまして、ガットの關係から見、輸出を増進せしめるという点から見れば、むしろ日本の今後の貿易にはいい影響を与えるということはやはり結論として出てくるのではないと思ひます。

○北澤委員 それは概括的に話せばそういうことになると思ひますが、去年日本はたとえば砂糖とリンクその他の面において輸出奨励のために非常に変わった手段をとつたわけでありまして、それがアメリカなんかで今だに問題になっている。従つてこれはそういうことがなかなかできないといふやうなことになると思いますが、その上にガットに入つて、ガットの規定に従つてそういう特別な輸出奨励の手段がとれないということになると、その面では輸出の面で困つてくるというやうなことになるのではないかと思ひますが、その点はどうかですか。

○下田政府委員 昨年度におきます日本輸出の伸張は、必ずしも仰せのやうな不当な輸入の制限、または無理な輸出の助長といふことによつて伸張したのではなくて、むしろ米國の景氣、またヨーロッパ諸國の景氣の非常な上昇という國際的な原因によつて伸張した部分の方がはるかに多いと思ひます。従つてガットに入つて手足を縛られるから急に輸出がしぼむといふようには私は考えられないのではないかと、むしろ世界的な景氣の動向、現に鉄鋼等におきましては、再び鉄鋼の値下りといふことで日本の鉄鋼の輸出が伸び悩んでおりますが、そういうやうな國際的動向の方がはるかに大

要因であると存じますので、ただいま仰せのような措置ができなくなるから、急に打撃を受けるということは私はないのではないかと存じております。

○北澤委員 私の考えが杞憂に終るのことはこの通りですが、去年は日本のプラント輸出などは砂糖のリンクとか、そういうふうな輸出をからませた手段によってだいたいふえていたわけでありまして、ところが今年はそういうことができぬから、プラント輸出などの見通しは必ずしもよくないということになつておるわけですが、そういう面でもガットに加入する加入せぬにかかわらず、去年やった方法がことしはとれなくなるという面から特に私はプラント輸出には相当影響があると思ひますが、その点は一体経済局の方ではそれをどう見てゐるか。

○安倍説明員 プラント輸出がどの程度特殊な輸出振興制度によつて伸びたか、あるいはその特殊なリンク・システムをやめる結果、どの程度の悪い影響を受けるかという点につきましても、必ずしもすぐ結論は出し得ないと思ひますが、日本の全体の経済事情に照らして、ガットの規定に完全に合致し得ないような場合がかりにありといたしても、現在のガットの規定によりまして、特殊な場合にはガットの締約国などに申請して、全体の決議によつて場合によつては例外的な処置が認められるということもございまして、こういう点でそういう問題はすべて判断するべきものと考えます。

○植原委員長 穂積七郎君。
○穂積委員 ガットの問題について局長に一点だけお尋ねしておきます。ここに提案されております議定書そのものは、私はこの際は問題ないと思ひますが、ただ問題は今後の見通しでございますが、もう少しやはり先般からの御説明に加えて正確に伺つておきたいと思ひます。

第一に英連邦を初めとして日本はガット加入を心よく思つていない国々、または他の国の賛成によつて三分の二以上を獲得して日本が正式に加入をいたしました場合にも、三十五条の除外規定を援用したいという考えを持つてゐる国、これらは多少は向うのエイズムもあろうかと思ひますが、あるいは日本に対する誤解もあろうと思ひますが、必ずしも誤解ばかりではないかと、日本に対する正解といひますか、正しく日本を理解して——特に問題になりまふのはたとえば繊維関係では商標の盗用の問題であるとか、あるいは昨年英国の労働党の諸君がお見えになつたとき、ちょうど近江絹糸の問題が大きいクローズ・アップされていて、これを非常に大きくながめたわけですが、その後イギリスの新聞などを見ておりました、近江絹糸問題等を取り上げて、またやつた、またやつてゐるという式の印象が非常に強く、特に向うの業者には非常に大きな影響を与えてゐると思ふのです。そういう点はガット加入に対して政府が交渉されまふ場合に、ただ入れてくれ入れてくれと言ひだけでは、なかなか私はこれは言葉の上の交渉だけでは解決しない問題ではないかというふうに思ひます。あなたの方の見通しはそれほど樂觀的ではないが、とにかくこの夏ごろまでを目標にして何とかやつてみたいというところでありまふけれども、今までずっと説明を聞いておられますと、われわれ政府の見通しに対して、確たる確信が持てないわけなんです。そういう点を考えますと、やはり相手の無理解だけによるものではなくて、こちら側がガット加入を拒否される理由が国内的にも相当あることを反省しなければいけないと思ふのですが、その点について政府は一体どういうふうにお考えになつておられるか、ガット加入を拒否されるこちら側の理由——内部的理由です。

○下田政府委員 講和発効後数年の今日、日本に対する敵愾心のごときもものから、このガットの問題に影響を及ぼすというところは今日ないと思ひます。次に仰せのようなチープ・レーバーによる日本の不当競争というところは、これは現在まだ言つてゐる国のあることは遺憾ながら事実であります。しかしながら、仰せになりました近江絹糸の例でも、仰せは特殊な例としてイギリスの議員も見ましたが、一方また日本の大組織工場を見まして、その能率的な運営に驚きまして日本がこういうことをやつてゐるならイギリスがおくれをとる、油断をしてゐると大へなことだといふ認識も一方においては得て歸つてゐるわけでありまふ。また日本の商標の不正使用の問題につきましても、昨年度におきましては陶器の専門家が参りまして、愛知県を中心として見まして日本の陶器業界の事情をたばさして見て回りまして、十分認識を深めて歸つて、それ以来非常によくなつてゐるし、また繊維工業につきましても

もランソシアのエキスパートがただいま参つておられて、そして日本側の代表と話し合ひまして、日本に意匠センターを設けて、何も知らない善意な日本の生産業者が、知らないためにあやまって意匠の模倣をやるといふようなことのないような処置をとりたいたいということに進みつゝあるようでございます。従ひまして、百聞は一見にしかずで、何とか言つておる人が實際に來てみまふと、なるほどこれは無理はないといふような日本の実情を認識して歸るのでありますから、これはあながち日本だけの責任だ、日本のチープ・レーバーがすべての原因だといふような誤解は、今日すでに去つておると思ふのであります。従ひまして、先ほど來見通しを立てることが困難だと申しておりましたのは、何と申しまして、たとい日本は不当な点がないといひましても、なおかつ日本の競争力に非常な脅威を感じておるというところからきますところの自然の防御的本能から方ないものであります、これはいたし方ないことを申しておりますが、実はただいま交渉が非常にデリケートな段階にありまして、お前一國が賛成してくれば日本が入れるかもしれないといふようなことを言つて交渉しておるのではありませんから、ここで日本政府が見通しについて樂觀的なことを申し上げましたら、交渉上により響きまふとを申し上げるわけにいかないわけでありまふ。その間の微妙な事情は御了承願ひたいと思ふのであります。

○穂積委員 私は、何か向う側に立つて、そして日本の一、二の欠点だけを

大きくクローズ・アップして、それがガット加入を困難ならしめてゐる原因だといふふうにことさらに言うつもりはございません。ただしかし一部の業者といへども商業道徳に非常に欠けてゐる行為が他の国に比べて多い。それからまた今申しましたように、特に輸出産業におきましては、日本のは中小企業によるチープ・レーバーは、これは事実でございます。おっしゃる通り、紡績その他繊維関係の合理化されました大企業における正当なる競争力というものはむしろ認めますが、しかし輸出産業全体から見ますと、やはり何と申しましてもその主力が中小企業によつてゐることは事実です、そこにおけるチープ・レーバーという事実も、これは外国の人は日本人よりもより神經濟に見ておることは当然じゃないかと思ふのです。のみならず、終戦後の日本の民主化が多少いろいろな面で逆コースに入つてゐるというところも、ヨーロッパの諸国の印象としては、これは誤解もありまふしうけれども、相当大きく取り上げておるわけですから、従つてそういうことに対してこちら側がもう少し親切に説明をして、そしてそれに対する対策はもとより日本として立てるといふような何らかの態度を示す必要が私はあるのじゃないかという意味で申し上げたのですが、国内のそういう問題に対する相手の利己主義または利己的な自己防衛あるいはまた誤解、それだけがガット加入を困難ならしめてゐる原因だと思ふのは、少しみづから反省するところが足りないのじゃないかというふうに思ふので、今申しました通りに、商業道徳に欠ける点とか、あるいはソーシヤル・

とでありますけれども、今までずっと説明を聞いておられますと、われわれ政府の見通しに対して、確たる確信が持てないわけなんです。そういう点を考えますと、やはり相手の無理解だけによるものではなくて、こちら側がガット加入を拒否される理由が国内的にも相当あることを反省しなければいけないと思ふのですが、その点について政府は一体どういうふうにお考えになつておられるか、ガット加入を拒否されるこちら側の理由——内部的理由です。

○下田政府委員 講和発効後数年の今日、日本に対する敵愾心のごときもものから、このガットの問題に影響を及ぼすというところは今日ないと思ひます。次に仰せのようなチープ・レーバーによる日本の不当競争というところは、これは現在まだ言つてゐる国のあることは遺憾ながら事実であります。しかしながら、仰せになりました近江絹糸の例でも、仰せは特殊な例としてイギリスの議員も見ましたが、一方また日本の大組織工場を見まして、その能率的な運営に驚きまして日本がこういうことをやつてゐるならイギリスがおくれをとる、油断をしてゐると大へなことだといふ認識も一方においては得て歸つてゐるわけでありまふ。また日本の商標の不正使用の問題につきましても、昨年度におきましては陶器の専門家が参りまして、愛知県を中心として見まして日本の陶器業界の事情をたばさして見て回りまして、十分認識を深めて歸つて、それ以来非常によくなつてゐるし、また繊維工業につきましても

もランソシアのエキスパートがただいま参つておられて、そして日本側の代表と話し合ひまして、日本に意匠センターを設けて、何も知らない善意な日本の生産業者が、知らないためにあやまって意匠の模倣をやるといふようなことのないような処置をとりたいたいということに進みつゝあるようでございます。従ひまして、百聞は一見にしかずで、何とか言つておる人が實際に來てみまふと、なるほどこれは無理はないといふような日本の実情を認識して歸るのでありますから、これはあながち日本だけの責任だ、日本のチープ・レーバーがすべての原因だといふような誤解は、今日すでに去つておると思ふのであります。従ひまして、先ほど來見通しを立てることが困難だと申しておりましたのは、何と申しまして、たとい日本は不当な点がないといひましても、なおかつ日本の競争力に非常な脅威を感じておるというところからきますところの自然の防御的本能から方ないものであります、これはいたし方ないことを申しておりますが、実はただいま交渉が非常にデリケートな段階にありまして、お前一國が賛成してくれば日本が入れるかもしれないといふようなことを言つて交渉しておるのではありませんから、ここで日本政府が見通しについて樂觀的なことを申し上げましたら、交渉上により響きまふとを申し上げるわけにいかないわけでありまふ。その間の微妙な事情は御了承願ひたいと思ふのであります。

ダンピングという言葉は、再び使うことは強過ぎますが、他の国に比べましてそういう傾きがあるという点については、日本政府としても将来にわたる貿易が伸びるためには、そういう点もやはり国内政策として対処しながら外国と交渉するという態度が私は必要だと思ふのですが、いかがなものでございましょうか。

○下田政府委員 仰せの点はまことにごもっともだと思います。しかしながら一方におきましてガットの問題につきましても、欧米先進国からはチープ・レーバーだといわれ、インドやビルマ等の日本よりはるかにチープ・レーバーである国からは、おれの国は後進国だからといって後進国としての特権を主張される。日本は中間にあつてまことに困難な立場にあるわけでございます。しかしながらチープ・レーバーが事実でないといつても、そういう誤解がある以上は、その誤解を解くということに努力いたさなければならぬ。これは何れも経済問題だけではない、たゞは労働条約に率先加入する、多くの労働条約を批准するという対外的の手もこれはやはり一つの有効な手段だと思うのでございます。近い将来に労働四条約を御審議願ふことに相なっておりますが、そういう全般的な角度から仰せの通り努力する必要があるということは十分私も認める次第であります。

○榎本委員 その点は私とあなたと認識の比重がちよつと違ふようですが、それは希望として申し述べて先に進みます。少し先ばししてお尋ねするようですが、私は正式加入問題がなかなか

簡単にいかない、そしてまた今言いました実効を伴う国々が、その動機は今申しました通りいづれにあるにいたしまして、三十五条の条約規定を援用する国が出てくる可能性もあると思ふのです。そのいづれにしましてもここであまり遅延しておるわけにはいかなないので、今お尋ねしたいことは、そうなりますと、さきにお話がありましたように、その国との個別的な通商航海条約の締結に全力をあげて進まなければならぬ。それが今日の貿易のその日その日の要求でもありますから、従つて一方もとりガット正式加入の努力を続けることは当然でございますが、そういうことが困難な場合、また正式加入しても三十五条が援用される危険のある国に對しましては、やはり現状より有利な通商条約を結ぶことに努力して、早く貿易の安定を確保することが私は現実的な対策だと思ふのです。従つて今までも私どもが伺つております印象では、政府の当局の方針はガット加入問題を大体一生懸命やつてはおられるようですが、一方その見通しもあまりつけないで、そうしていつたうにこまごまおいて、こまごまおいてという式で引きずられながら、一方そういう個別的な通商航海条約締結に對する力の入れ方が少し足りないやうな感じもするわけですね。それらに對しまして局長は政府の今までの交渉の大体の事情をよく把握されて、そうして政府の気持としてガット加入を、この大道をずっと主力を注いで進めるのだというお気持ちのようですか。そういうやさきにごういふことを申すのは少しいけないかもしれませんが、私はやはりそう簡単な問題じゃないと思ひます。

○下田政府委員 ガットの加盟が万端薬でないことは仰せの通りでございます。ガットの加盟があるなしにかかわらず、日本は世界の各国と通商航海条約の締結に邁進すべきであるというこゝとも仰せの通りでございます。講和発効後できるだけの国と、まず戦前あつた通商航海条約の復活をしてもらいたいということを希望いたしましたこともございます。しかしながら遺憾ながら多くの国は復活を希望しなかつたわけでございますが、その後アメリカ、カナダを初めといつたしましてたくさんの方と交渉をいたしております。現に交渉をいたしておりますのもフランス、イタリア、ユーゴスラビア、ノルウェー等たくさんの方と同時に通商航海条約の交渉をいたしておりますので、決してガットのために片方の本筋の努力を怠つておるわけじゃないと思ひます。

○榎本委員 それではちよつと伺ひますが、努力は認めますが、問題はやはりこゝらで正確な見通しをもつて大体の腹をきめなければならぬと思ふのですが、その腹を一べん伺ひたいのです。努力しておる努力しておるというだけで、これはもう何といひますか、それだけをもつてわれわれは足れりと思ふので、正確な見通しに立つてやはり何らかの対策を考えなければならぬと思ふのですが、そのときに両方とも進めておられますからしばらく待つてもらいたい、しばらく待つてもらいたいでは、これは最近の特需から貿易に切り変つておられます日本の経済としては、非常に急を要しておるわけですから、もう少し具体的に伺ひたい御決意を伺ひたいと思ひます。

○下田政府委員 日本と各国との間の正規の通商航海関係の樹立が仰せのやうにおくれております原因が二つあると存じます。一つはサンフランシスコ条約の十二条によりまして、四年間というものが暫定的に通商関係をカバーする簡単な原則があるというために、日本側もそうですが、相手側がまああつてゐることはいいではないかという気が持たれるというところが一つであります。もう一つは桑港条約の当事国以外のまだ平和関係がない国、フィリピンでございますとか、そういう国はまず前提としての賠償問題の解決があつて、しかる後に平和条約の締結、しかる後にまた通商航海条約の締結という態度でかまえておられますために、これもまたなかなか早くいかない。大体その二つの原因によつて正規の通商関係が樹立せられるに至つていないわけでありまして、しかし見通しから申しますと、先ほど来問題になつておりますように、四年の期間がもうやがて来ようとしておりますので、相手方ももうのんきにかまえておられないわけでありまして、日本と通商航海関係を保つた

めにはやはり何とかしなければいかぬという気持ちが起つて参つておりますから、これは割合に早くものが動く段階にもうじきになるのではないかと。一方第二の国との関係におきましては、前提たる賠償問題の解決につきまして、目下政府当局において渾身の努力をいたしております、そちらの方の關係からこの賠償問題の解決によつて動き出すのではないかと。従ひまして全般といたしましては講和発効後の三年間の沈滞期というものは、やがて全面的に動き出すというやうに見て差しつかえないのではないかと、そう考へております。

○戸叶委員 これはガット加盟の問題と直接關係ないことなんです、貿易の問題で少し關係があると思ひますので、一点だけ承つておきたいと思ひます。昨年日本の国会でもだいい問題になりましたが、アメリカで可燃性織物禁止法というのが問題になつて、この七月一日から多分発効をするというこゝになつてゐると思ひます。日本の絹スカーフがこの中に入られてゐるやうに承つており、その後日本の政府当局も絹スカーフはこの中から除外してもらいたいといふことを努力されたやうにも聞いておりますが、どうなつてゐるか、これを承つていたいと思ひます。

○下田政府委員 ただいまの御質問につきましては担当官がおりませんので、まことに恐縮でございます、追つて御説明申し上げることにさせていただきますかと思ひます。

○戸叶委員 この法律が七月一日からアメリカで発効されることになりましたと、日本の絹織物業者にも非常に大

な打撃になることでありまして、それではそれがどうなっているかというところをなるべく早くお知らせ願いたいと思います。

○下田政府委員 仰せのように取り計らいします。

○和田委員 ガット加入の問題ですが、今度の会議に出席された方が来ておられれば、アメリカとイギリスとの間でかなり論争になった点が一点あると思うのですが、その点について知らしていただきたい。輸出奨励なり国内保護の問題、たとえばアメリカの余剰農産物や国内農産物価格維持政策が貿易に及ぼす影響、そのことについて非常な論戦が行われたというふうに私は聞いておるのですが、もしもその会議のときに行つておられる方が来ておられれば、その事情を一つ話していただきたい。

○安倍説明員 正確に申し上げますと、私が出席した会議は関税交渉の会議でございます、その点は私みずから聞いたわけではございません。ただ先ほど申しましたガットの改正会議におきまして、アメリカの余剰農産物の処理に関する現在やつております措置と、それからアメリカが特に外国の農産物に關しまして輸入制限を政府によつて行なつておる、この二点について同じく農産物を生産しております国から非常に強い攻撃がございました。アメリカはこれに對しまして、前者につきましては結論として従来伝統的に農産物が輸出されておつたその市場の現在の状態を特に擾乱するようなことはしないという点に弁護のあるいは保障の主眼点を置きまして、これによつて特に主張いたしましたのでございます。

が、ほかの国も相当これに對しては手びきしい攻撃を加えたように聞いております。それからアメリカの農産物の輸入制限につきましても、米國は貿易の自由化を主張しておりながら特に不當に保護を与えて、たとえばカナダが非常に攻撃を加えており、自國の農産物に對しては非常に高い関税を課し、あるいはこれに對して非常な輸入のクォーターを課しておるという点を攻撃されたようですが、結局これは相互間の話し合いによつてきめる、話し合いによつてはできるだけアメリカも先ほど申し上げましたガットの原則に照らしてあまりむづかしい主張はしない、しかしながら結果におきましてはアメリカの農産物に關しまして輸入制限は特殊の例外であるという点を、レビニユール會議によつて確認したという結果にはなつた次第でございます。

○植原委員長 他に兩件について御質問はありますか、御質問がなければこれにてガット、婦人參政權問題に關する質疑を終了いたしました。

兩件は次會に採決いたしますからさよう御了承を願ひたいと思ひます。もちろん戸叶里子君の御質問に對しては、採決前に政府の答弁があることと了承いたしております。さよう御承知を願ひたいと思ひます。

○植原委員長 次に國際情勢等に関する件について政府当局に質疑を行うことといたします。通告順によつて質疑を許します。並木芳雄君。

○並木委員 昨日重光外務大臣は、予算委員會でアメリカは日本に原子爆弾を置かないという通告をしてきたいという答弁をしております。まことにけつ

こうなことであります。そこで私はお伺ひしておきたいのですが、そういう通告は、いつどういふ形で行われてきたか、だれあてに、だれの名前で、そういう通告が日本の政府になされたか、これを伺ひたいと思ひます。

○下田政府委員 別に、文書でそういうようなことが来たという事は聞いておりません。あるいはハイ・レベルのお話にそういうことがあつたのかは存じませんが、私どもは詳しく伺つておりません。

○並木委員 そういたしますと、重光外務大臣だけでこれを含んでいる事柄なんではないか。こういう重要な事項は、當然局長には伝えてもいいことだし、外務省としては、むしろ進んで日本の國民に知らせ、安心をさせるべき点だと思ふのですが、もし場当たりで外務大臣がああいう答弁をしたとしたら、これは大へんなことです。どうなんでしょうか。秘密外交だといって野蠻の方から攻撃を受けますが、もう少しわれわれが納得のいくような説明をしてもらいたい。

○下田政府委員 私、外務大臣が發言されましたときの予算委員會におきまされたので、どういふようにおっしゃいましたのか、私自身存じませんが、かねがね外務大臣が言つておられますことは、日本を原爆基地としてアメリカが敵對行為をやるといふような場合には、當然相談があるものだといふことは繰り返して言つておられるのでありまして、あるいはそういう發言が新聞に報ぜられたようにとられたのかもしれません。これはまだ私は事實をよく承知しておりませんので、あまり想像で申し上げることは差し控えたいと思ひ

ます。

○並木委員 ほかの局長で、それを知っている人はいませんか。いいことなんだから、遠慮なくどんどん言つて下さい。——それでは、これは次の機会に、大臣が来たときに直接確かめることにいたします。局長も知らないようでは、この問題はちょっと心細いと思ひます。

それから次にお尋ねをいたしますのは、沖繩の土地の買上げ問題であります。アメリカの方で沖繩の土地を買上げる方針をきめたいという報道があるのではありませんか、一体、外人が、潜在主權を持つておる日本の沖繩の土地を自由に買上げることにできるかどうか、それが第一の疑問であります。またできたにしても、そういうことを自由に一方的に向うでやうていいものかどうか。当然政府對政府の間でまずそういう取りきめをして、了解をしてからの上のことだと思ふのですが、そうでなければ、財力の豊富なアメリカなどには、全地域を買上げられてしまふといふような極端な場合も考えられるし、あり得る。そういう問題について、外務当局はまことに冷静に過さるような感があるのではありませんけれども、どういふ調査をし、どういふ対策をとつておられますか。この際はきつりしておいていただきたいと思ひます。なお、高辻法制局長も来ておるようでありますから、法律的にもはっきり言明しておいていただきたいと思ひます。

○中川(融)政府委員 ただいま御質問のありましたような、アメリカが沖繩の土地を買上げるというようなことは、われわれ今まで聞いていないので

あります。この沖繩における土地問題につきましては、かねてから沖繩におきまして非常な不満がございますので、われわれは、沖繩におきますわれわれの同胞の窮状を救うという見地から、アメリカ政府に常時連絡をいたしまして、すでに一年以前より、この沖繩土地問題につきましては、在米大使館及び、ここにおきましても、在米大使館に對しまして申し入れを行なつておるのであります。沖繩に住んでおられる同胞の方々が、現にどうしてもらいたいと考えておられるような内容を政府からも伝えまして、ぜひこれを實現してくれるようにということを強力に申し入れておるのであります。が、アメリカ政府から、非公的に、今年の初めごろに連絡がありましたところによりまして、沖繩の土地を買上げるという考えはない、沖繩における土地所有權は、いずれの場合におきましてもそのまゝ残しておく、アメリカ政府はこれを借りるだけである、かような通報に接しておるのであります。買上げるというやうな記事も新聞に散見いたしておりますが、これは事實ではないであらうとわれわれは確信いたしております。また、最近のいろいろの新聞報道に關連いたしましたは、現在、在米大使館に訓令いたしました、さらに、最近におけるアメリカ側の考え方というものを念のために照會いたしております。まだ返事は參つておりませんが、買上げというやうなことは考えていない、かよう確信いたしております。

○高辻政府委員 お答え申し上げます。ただいま外務当局からお話がありましたやうな状況でございます。

で、果して申し上げる実益があるかどうかは存じませんが、お尋ねでありますので申し上げますが、御承知の通り、沖繩におきましては、わが国は主権を放棄しておりますけれども、いわゆる残余の主権を持っております。しかし、その土地の私法上の権利の得喪については、一がいに不能であると法律上言い切ってしまうわけにはいかならないのではないかと、法律上の観点から申し上げるべきはその通りであります。ただし、ただいまの問題につきましましては、今外務当局から仰せになりましたような事態のようでございますが、これはそのように御了承願いたい。

○並木委員 内地では、外国人不動産はどうなっておりますか。

○高辻政府委員 内地につきましましては、外国人に土地法がございまして、私法上の権利の得喪につきましましては、相互主義によりまして、その法律によって律せられる以外には制限はございません。

○並木委員 その問題は、なおほかの委員も質問があるそうですから、私はこれだけにとどめて、あとはほかの委員にやっていただきます。

自分の質問だけ簡単にやって参ります。またこれは別な問題です。条約局長に尋ねることになりますが、私はかねてかような疑問を持っておったのです。サンフランシスコ条約において、南樺太及び千島の領土その他の請求権を放棄しております。それなのに、日ソ国交回復をやつて、ソ連から南樺太や千島を返してもらつたのだといわんばかりの選挙演説や宣伝をやつてゐる鳩山内閣というものは、これは誤まり

であるという非難攻撃が社会党左派の方から出ておりました。現に鈴木委員長から鳩山内閣がそういうことを言つたのできつけないのだ、社会党の天下にならなければいけない、何となれば、サンフランシスコ条約に賛成しておいて、今さら領土権を放棄してゐる南樺太や千島を返せとは矛盾はないではないかという反対論があつたわけでありまして。当時私は、それに対してはこういうふうに考へておつたのです。なるほどサンフランシスコ条約では領土権請求権を放棄しておりますけれども、しかし、ソ連はあの平和条約に参加をしておらない、だから、平和条約に関連なしにソ連との間ではいかなる条約も結べるはずである、これが建前の一つ。結んだ場合に、サンフランシスコ条約よりも有利な条件を日本が得た場合には、当然それが優先的に日本に適用されるべきものである。従つて日本としてはサンフランシスコ条約関係者に対して、日本が有利な新しい取りきめ方法を承認してもらつたよう了解を求めればよいのではないか。その了解が得られないはずはないじやないかというふうに説明をしておいたものであります。さてその了解という点で、果してどういふ条約上の手続が必要になるのであるかどうか、そういう疑問を持っておるわけでありまして。ほつておいていいものかどうか、あるいはそれに対してどこから抗議が出てくるかもしれせん。あるいは平和条約を改訂するのではありませんか、その点疑問に思つておりましたので、お尋ねしておきたいと思ひます。

○下田政府委員 条約の効力に関しま

す国際法上の根本原則の一つにこういうのがございまして。つまり条約は当事者のみを拘束するというものであります。でございまして、当事者以外のいかなるものをも拘束しないわけでありまして。でございまして、平和条約の第二条も日本と連合国の間には意味がございまして、日ソ関係におきましては、何ら白紙のままに残されておるといふことが申し上げられると思ひます。

それから第二の御質問の点は、かりに日本に有利な妥結ができた場合に、桑港条約との関係をどうするかということでございますが、これはいろいろの方法が考へられると思ひます。現実の例としては、奄美大島は返還せられ、琉球の一部でありまして、米國はこれを信託統治する権利を持ち、そして信託統治が解けるまでは、立法、司法、行政の三権を行使する権利があるにもかかわらず、それを平和条約の規定に反して、日本に返還したわけでありまして。でございまして、平和条約の規定を変更したわけでありまして、アメリカ以外の連合国の了承を求むべき筋合いでありまして、実際問題として、奄美大島の返還に文句を言ひ可能性のある国は一つもないのでありますから、実は何もいふ必要はない、ほつておるわけでありまして。でございまして、これは平和条約と違つた結果が日ソ間にできまして、その際に桑港条約との関係において、他の連合国とどういふ措置をとるかということとは、もつぱらその内容の持つ意味いかんといふところで、その際に考慮するはかないと

存するのであります。

○並木委員 それならば、その場合に異議を申し立てる国が出た場合はどうなりますか。

○下田政府委員 別にどうも異議を申し立てる国があることが想像されません。

○並木委員 出てきたら……。

○下田政府委員 出て参りましたならば、そのときにその国と話をするか、あるいはその国のみならず全連合国を相手として、話をするかといふずれかになると思ひます。

○榎原委員 榎原七郎君。

○榎原委員 さつきの並木君の質問にちよつと関連してお尋ねしますが、中川局長にちよつとお尋ねしますが、今までは日本政府に通報されていらないかと思ひますけれども、將來あり得る可能性については、どういふ見通しをお持ちでございまして、何かそういうことはしないといふ確約を得ておられますか。

○中川(融)政府委員 本年の初めに、在米大使館が、アメリカの國務省に本件につきましましてのアメリカ側の考え方を照会したことがございまして、そのとき國務省側の回答におきまして、いろいろの沖繩における不満等があるのにかんがみて、沖繩における土地借上げ制度の内容といふものを検討しておる。しかしいづれの場合におきまして、沖繩における住民の方々がその土地所有権といふものに非常な愛着を感じておるといふ事実にかんがみて、所有権は依然として現在の所有者に残しておく考えにはかわりはない、かようなことをそのときのアメリカ

の國務省当局者が言つておるのであります。従つてアメリカ政府の基本的な考え方として、土地所有権を左右する、あるいはこれに変更を加える、かような考えはないのだからといふふうになつておる。最近のいろいろの新聞報道等がありまして、それが事実ではないであらう、かように考へております。

○榎原委員 高辻さんにもちよつとお尋ねいたします。あるいはアジア局長かもしれません。もしそういう意思を持ちました場合には、総括いたしまして、統治権は向う側に渡してあるわけですから。そういたしますと最初条約局長にお尋ねいたしますが、土地買上げに対しましては、今のこの一月の國務省からの返事は、条約上の効果を持たないのじやないか、政治的な責任はあるかもしれません。そうなるならば条約上の建前といたしましては、日本政府の承諾なくして買上げはできないと解釈されますが、どうですか。

○下田政府委員 アジア局長の申しました國務省当局の回答といふものは、これは条約ではございせんが、政府の正式の照会に対する、また政府当局の回答として行われたのでありますから、これはやはりモラル・オブ・リゲーションといふべきで、それ以上の政治的のオブリーゲーションを向うは持つものだらうと思ひます。

もう一つ前提になる問題でございまして、土地を買おうといふ以上は、これを買い上げた上で自由にしたいからこそ高い金を払うのであります。現在アメリカは立法、司法、行政の三権を完全に行使しておるのでありますから、何を好んで高い金を払つて、この

上土地を買い必要がございませうか。でございませうから、国務省の回答を待つまでもなく、土地買い上げなどというものは、アメリカ側としては考へないのが条約の建前からして、当然であると思つておるのであります。

○榎本委員 順を追つてお尋ねいたします。買い上げの必要があるかないかはそれは別の判断であります。買い上げを一方考へた場合には、日本政府の承諾が条件になりますかどうか。そういうものに対して、必ずしも法律上は、政治的な責任はあるかもしれないが、法律上は、日本政府の承諾を求めるといふ義務は、向うが負つていないと思ひますが、どうですか。その点をばつきりしておきたい。

○下田政府委員 先ほど高辻次長が申されまして、アメリカは立法権を持つておるのでありますから、外国人に土地取得を認める立法を行うこともアメリカの自由であります。でございまして、私法上の問題といたしまして、外国人に土地の取得を認めるといふ法律を作ることとは自由であります。従ひまして、立法権を持つておる以上は、そういう法律を制定し、またその法律を実施するというところは、これはアメリカのもつぱらなし得るところでありまして、条約上の義務として、アメリカ側が日本側に相談するといふ義務は全然ないわけでありまして、政治的の考慮から出さぬかとは別問題でございませう。

○榎本委員 今あなたは買い上げの必要がないとおっしゃいましたが、そうしますと土地使用、処分等につきましては、所有権にひとしい内容を行使する

ことは無制限に自由になつておられますか、人民の生活との関係はどうなつておられますか。

○下田政府委員 これはもつぱらアメリカの立法政策上の問題でございまして、日本憲法にありまして同様で、米国の憲法上の根本思想といつてしまつて、ある土地を収用するなり使用しなうとする場合に、公正な対価を払わなければならぬというものが、アメリカの立法の根本精神だろつと思ひます。従ひまして、これも日米間の問題ではなかつて、もつぱらアメリカ側が自分の方の立法政策として決定してしかるべき問題だと思ひます。

○榎本委員 私の言うのはそういうことではないのです。買ひ上げが必要ないといふことは、總括的な統治権をまかされておれば、人民の意思がどうであるうと買ひ上げ契約、売買契約という手続をとらなくて、そうして自由に所有権と同様の内容、すなわち使用、収益、処分等の権限を全島の土地に対してアメリカが持つておるといふのですか。そんなばかなことではないと思ひます。が、あなたのおっしゃるのとは、そういう権限を持つておるから買ひ上げの必要はないのだらう、そういうふうになるわけですね。私はそんな権限がないから、買ひ上げる必要が生ずると思ひます。その点は少しわれわれの理解と違ひますが、一体どういふ趣旨ですか。最初の点から一つ問題をさらさな

いで一つ一つお答えをいたしたいのです。

○下田政府委員 第一には、土地取得と申しまして、政府自身が買ひ上げる場合とあるいは民間人が買ひ上げる場合と二つあると思ひます。政府自体

が買ひ上げる場合には政府が対価を払つて買ひ上げるなりあるいは収用するなりするわけでありませう。個人が買ひ上げる場合はアメリカの法律に基いて所有権取得の手続をとつて買ひ上げるわけでありませうが、政府の場合には個人の買ひ上げる、早晩日本に返るような領域の土地を、現在自分が使つておると思へば使へるにもかかわらず、高い金を払つて自分の所有地にしなければならない、そういう意味で申し上げたわけでありませう。

○榎本委員 そうしますと、日本政府が日本の国内におきまして人民の所有する土地を國家の目的のために使用いたします場合には土地収用法によるべきだと思ひますが、アメリカはそんなことをしなくて買ひ上げをしなうと土地収用法による買ひ上げをしなうとできるわけですか。それはできないで

しょう。

○下田政府委員 アメリカにも所有権尊重に関する根本原則があることは御承知の通りであります。でございまして、から、やたらめっぽうに買ひ上げたり何かすることはむづかしいわけでありませう。アメリカの土地収用法なりなんなりによりまして、公正な補償をして使用するなり買ひ上げるなりといふことに相なるだらうと思ひます。

○岡田委員 関連して、今下田条約局長の御答弁で非常に重要なことがあると思ひます。沖繩の場合においては、國家が沖繩の土地を取得することは自由であるといふ意味の答弁が、それと私は記憶いたしてありますが、それに関連して、当然沖繩という具体的問題になつて参りますから、ここでその基礎としては桑港条約の第三条が当然基礎になつてこなければならぬと思

ひ。そうすると、この第三条において沖繩におけるところのアメリカのいわゆる管轄権といふものは立法、司法、行政の三権に限定されているわけでありませう。この三権に限定されているといふ意味で、これは従来の主権とは違つていふところの意味のことか、これはあなたも御存じのように、桑港条約のあとにおいてドレス長官が明らかにして

るわけですね。これは公式のものですか。その違つていふという意味は、残存主権が日本に与えられてゐるから、これは日本に与えられてゐるから、これは従来の管轄権、いわゆる主権を完全に意味するところの管轄権とは違つていふ点がこれでお話の明かにされてゐると解釈すべきであると思ひます。そこであなたのお話の明かにされてゐるならば、自由に取得し得るとするならば、日本に与えられてゐる残存主権といふものは具体的にどういふものを意味するののか、この点を伺ひたい。

○下田政府委員 残存主権は、何と申しますか、眠つておる主権で、主権として作用してゐないわけでありませう。立法、司法、行政三権に限定されておるは申されませうが、これは統治権の作用でありませうが、これは統治権の作用はすべてアメリカ側が行使されておる、日本は眠つておる主権を持つておるといふことに相なるわけでありませう。

○岡田委員 眠つてゐる主権といふと、事実上の主権といふものではないといふことを意味するのですか。一般の通念でいいますと、残存主権といふものは領土権であるといふ解釈は通説として通つてゐる。ところがあなたの話

では眠つてゐる主権といふことで、これはきつめて観念的にはそういう主権があるにはあるけれどもこれは眠つてゐるんだといふことで、日本にとつては主権があるのかとよく、ないのかとよく、まさにこれは疑義的存在であつて、あなた自身の答弁による限りにおいては、これはないといふことを意味する。少くとも具体的な主権の存在といふものは、國家の構成要素であるところの領土、人民それから統治権、通説としては残存主権といふものは少くとも領土権であると思へられてゐるわけでありませう。もしそれがなければ、今条約局長が言われた領土の問題について人民の要求がある場合に

おいて、日本政府がアメリカに対して正式な要求をするといふ法律上の基礎はないはずなんだ。そういう交渉をするのも單なる私的の、非公式の話し合ひか、談合でしかないとすることに

なつてしまふ。何らかの法律的な基礎がなくてはそれができないはずだ。ですから、この点をもつて明確に御答弁願ひなれば、眠つてゐる主権でありますといふような疑義的答弁ではこれはお話にならないと思ひます。

○下田政府委員 残存主権は眠つてゐる主権でありませうから、事実上においては主権の作用として現われるあらゆる行動、活動はこれはアメリカのものとして發動されるわけでありませうが、アメリカの立法、司法、行政の三権といふものは、地域的には沖繩自体に限定されておるわけでありませう。それで眠つておると申しませうが、眠つておらない場合がどういふところに現われるかといひますと、この地域的限定の外に出る場合であります。たとえば沖繩人

としておるのは、少くとも今問題になっておるのは、第二次大戦後の問題として特に沖繩の地域の規定をしようとし、おるのは、いわゆる第三条に基いて信託統治というものが予定される場所として——その信託統治というものは、國連憲章に基いている。その意味で、信託統治になっていない現在といったしまして、國連憲章が制定された以降におけるそういう先例があるかどうかという点をむしろ伺いたかつたわけですよ。そういう昔の例を引き出されてもこれは切りがないと思うわけです。私は、これ以上のことは、関連質問ですから申し上げませんけれども、これはあとで外務大臣に対してもっと具体的な点を質問したいと思っております。

○穂積委員　続いてお尋ねいたしますが、局長、さっきの点を訂正しておいてもらいたいですよ。アメリカが沖繩一帯に対する統治権を持っているというのであって、日本人である沖繩の島民が所有いたします土地に対して統治権を持っているという理由だけ

で、これに対する使用、収益、処分のできる所有権と同等の権利を行使することはできないと思います。統治権と所有権とは別だと思うのです。そう私は解釈いたしますが、もう一べんその点を伺いたいと思います。

○下田政府委員　あらゆる誤解はこの点から来ると思うのであります。土地を買ってその土地を自分のものにされたら、その買った土地が、あたかも領土が向うに行くように世間で考えられますから問題を非常に重要にとられるものと思うのであります。しかし日本内地においてすら外国土地法という

ものがありまして、そうした条件で外国人に土地を売っているわけですね。その外国人が日本の内地の土地を買ったからその買った土地がすぐ外国の領土になるというのじゃないのです。土地を買えばむしろその外国人はその税を払わなければならないというくらいのものであります。従いましてアメリカが沖繩で統治権を行使する結果といたしまして、土地の売買、得喪等につきましてもこれはやはり法律で手続その他をきめなければならないという現実の必要があるわけでございます。でございまして、それを、いやおれはただ潜在主権を日本に持たれておるから何もそういう権利がないのだとはったらかしにいたらこれはかえって沖繩に現実に住居する者あるいは外国人その他が非常に困るわけでありまして、ある期間どうしても施政の責任を持つておる者としては、そういう場合に直面で関係者が困らないように土地その他の得喪の手続をきめるなり何なり、そういう立法をする義務があることは必要でございます。でございまして、実はこの問題の起りは、アメリカが立法の手続をなかなかやらなかった。これは軍政下であるためにやむを得なかったものでありまして、立法の手続がスムーズに行われなかったところから公正な補償が払われないうような事態が起った。そして沖繩人が非常に不満を持ち出した。そこでアメリカ政府は、あわててそういうものをきちんときめましようといつて、いろいろ立法手続に乗り出してきたというのが現状なのであります。でございまして、今までのことはたしかからきちんときめるといふことにか

つたのでありますから、むしろ関係者としては、私は喜ぶべき現象だと思えます。そして土地売買の法律を作ったから、自分の領土でもないところで勝手に土地を売って、それを外国人の領土にしてしまおうというようなことは全然関係が違ふことに土地その他の得喪の手続の関係を律するのための立法をやつと今に至り取り出したというだけの問題にしかすぎないわけでありまして、

○穂積委員 あなたは私の質問にお答えいただけません。余分なことを言わないでいいですよ。私は統治権者の持つておる領土権というものと個々の土地に対する所有権というものは別個だということを言っているのです。それをあなたは、アメリカは統治権者であるから所有権の買上げをやる必要はないのだ、どこでも勝手に使えるのだからそんなものは買上げする必要はないと言われたから、それはちょっと違ひはしないかといふことを言つておるのです。領土権と所有権は違ひます。日本が政府がこの本土に対して領土権すなわち統治権を持つておる使用、収益、処分ができるものじゃありません。ちゃんと土地買上げがなければならぬはずがないのです。それを言っているのです。その必要があるから、統治権者であるアメリカ政府がそのときにやはり土地を買上げる必要が生じてくるというのです。だから、買上げの問題は、絶対にそんなことは心配ない、そんなことをやる必要はないのだという御答弁は少し行き過ぎたところがあるかと言つて聞いている。言いかえれば、領土権と所有権は違ふ

ということは、あなたはどう思いますか、はつきりしないかといふことを言っているのです。

○下田政府委員 領土権と所有権とは、これは別のものであることは申すまでもないと思ひます。

○穂積委員 だから買上げの必要が生じてきますよ、場合によつては。

○下田政府委員 私が土地を買上げることは自由だと申しましたのは、日本に相談しないで土地得喪の法律を制定し、その法律手続に従つて土地を買ふということが自由だといふのでありまして、対価がなくして別個に不公平な対価で取り上げようと自由だ、そういう意味で申し上げたのではないのであります。つまりアメリカが統治権を現実に行使しておる結果として、どういふ手続でやるかといふことは米國法の問題であるといふことで自由だと申し上げたわけでありまして、おのずから米國法で所有権の尊重の原則があるのでございまして、決してむちにはできないといふことになるわけでありまして、

○穂積委員 それでよく明らかになりました。すなわち領土権、統治権を持つておるアメリカ政府といえども、日本人である沖繩島民の所有地を無制限に買上げまたは貸借借借もやらせておけるわけでありまして、そういうことなしにこれを勝手に使うことはできないといふことだけははっきりしたと思ひます。

○中川(勲)政府委員 アメリカ軍政府、これを民政府と呼んでおられますが、これを民政府と呼んでおられますが、アメリカ軍当局が最終的な立法権を持つておられます。現実には沖繩の住民からなりまして立法院というものがあつて、この立法院は最終的な決定権を持つていないのでありまして、立法院の作り出した法律といふものはアメリカ軍司令官があるいは拒否し、あるいは修正するといふ権限を持つておる次第であります。

○穂積委員 そうしますと、立法に對しては最終的な決定権は、沖繩における米軍司令官が持つておる

ように、一月のアメリカ政府の返事というものは、政治的または道徳的なオブリゲーションはあるでしょうけれども、國際法上の責任はない、ですから法律的には日本政府に断わるることなしに勝手に國內問題として行使することができるといふ解釈だと思ひます。

そこで法制局にお尋ねしたいのですが、その場合にはもとより土地の買上げまたは補償問題につきましては、アメリカの國內法によるのが当然であるわけでございます。

○高辻政府委員 よくおわかりのことだと思ひます。詳しくは申し上げませんが、沖繩につきましては、立法、行政、司法上の権力の全部または一部を行使する権利を有しているのがアメリカであります。従つてアメリカはその權利に従ひまして立法、行政、司法の權力を行使する。その行使の仕方は、それぞれの手続が要すると思ひますが、そういう權力の行使としてすることは認めざるを得ないと思ひます。

○穂積委員 そうしますと、沖繩におきまして立法機関はどこにありますか。

○中川(勲)政府委員 アメリカ軍政府、これを民政府と呼んでおられますが、アメリカ軍当局が最終的な立法権を持つておられます。現実には沖繩の住民からなりまして立法院というものがあつて、この立法院は最終的な決定権を持つていないのでありまして、立法院の作り出した法律といふものはアメリカ軍司令官があるいは拒否し、あるいは修正するといふ権限を持つておる次第であります。

○穂積委員 そうしますと、立法に對しては最終的な決定権は、沖繩における米軍司令官が持つておる

わけですね。

○中川(勲)政府委員 米軍司令官は民政長官という別の名前を持つておられますが、要するに現実には一人の人が両方の職を兼ねておられます。その米軍の民政長官が最終的には権限を持つておるわけでありまして、

○穂積委員 その取りきめの行われましては、私國會に議席を持つておられませんので、お尋ねする機会がなかったのですが、この際明らかにしておきたいのは、そうしますと、全く旧憲法における戒嚴令のしかれたときと同じような状態になつておるわけですが、そういう必要が今日まだあるのかどうか、そういうことをやるならばむしろアメリカ本國の立法院で、たとえば今の土地収用法なら土地収用法といふことで、國內法を援用するならば話のわかりませんが、まるでこの施政官という仮面をかぶりまして軍司令官が独裁的に法律、命令すべてを決定することができるといふような、ちやうど戒嚴令下におけるところの状態のようである。これは最も独裁的なものであります。そういうものを今日なおかつ継続せしめておく必要があるかどうか。潜在主権だけは確保したけれども、統治権を向うにまかせたときに、そのときにアメリカ國內並みまたは日本並みどちらでもつけようですが、民主的なルールに従つてやれるべきことは当然主張すべきだと思ひます。そういう条件は付すべきだと思ひます。そのときのこととは、私は責任はこの際迫りたしません。が、こういうふうに深刻な問題が次々に起きて参ります。日本が島民の要求は当然だ

○穂積委員 そうしますと、立法に對しては最終的な決定権は、沖繩における米軍司令官が持つておる

○穂積委員 そうしますと、立法に對しては最終的な決定権は、沖繩における米軍司令官が持つておる

○穂積委員 そうしますと、立法に對しては最終的な決定権は、沖繩における米軍司令官が持つておる

○穂積委員 そうしますと、立法に對しては最終的な決定権は、沖繩における米軍司令官が持つておる

○穂積委員 そうしますと、立法に對しては最終的な決定権は、沖繩における米軍司令官が持つておる

○穂積委員 そうしますと、立法に對しては最終的な決定権は、沖繩における米軍司令官が持つておる

○穂積委員 そうしますと、立法に對しては最終的な決定権は、沖繩における米軍司令官が持つておる

○穂積委員 そうしますと、立法に對しては最終的な決定権は、沖繩における米軍司令官が持つておる

と思ひ、そのことをアメリカへ取り次
がなければならぬといふことになつ
て参りますと、この問題に就いて、日
本政府には何らの法律上の権限がなく
てただ陳情に終るような、取次をする
程度に放置することなしに、島民の生
活並びに島民の生活、利害關係を規制
いたします沖繩における立法につきま
しては、やはり民主的な機構によつて
行ふことをこの際当然アメリカ政府に
対して要求すべきだと思ひます。そう
いふ話し合いができておらなければこ
れを切りかえる必要があると思ひます
が、そういうことをお感じにならない
かどうかといふことです。

○中川(融)政府委員 ただいま穂積委
員の御指摘になりました点は、政府も
従前より痛感していたところでありま
して、沖繩における民主的な行政組織
をぜひ促進したい。これがまた沖繩に
住んでおる同胞の方々の強い要望でも
ありますので、今までのいろいろ御説明
いたしましたアメリカ側に対する要望
の一つといたしまして、民主的機構の
整備といふことがあるのであります。

たとへば現在あそこにおける琉球政府
行政主席といふものは現地の住民の方
がなつておるのでありますが、それは
どうして任命されるかといふと、やは
りアメリカ軍当局が一方的に任命して
いるわけで、このようないふ方をやめ
まして、住民の直接選挙によつてこの
行政主席を選出するといふ方法に改め
てもらいたい、こういうようなことを
要望しておるのであります。これらの
現地の住民の方々の強い要望、またわ
れわれもそれを応援いたしたのであり
ますが、そのような結果といたしまし

て、今アメリカの議会におきまして
は、沖繩の施政に関する根本法を作ろ
うといふ機運が動きまして、現在法案
がすでにアメリカ議会に提案されてお
ります。これは今までの現地の軍当局
りてやつておりましたいろいろの施策
というものの、一定の準則を与えまし
て、それに従つてアメリカの軍当局が
施政を行うといふことをきめたもので
ありまして、いわば沖繩における一つ
の憲法のようなものを作つておるわけ
であります。もとよりその憲法ができ
まして、アメリカ軍がやはり統治す
るという機構には実は変りがないので
ありまして、その点はきわめて十分
と考へておりますが、アメリカ側にお
きまして、逐次ただいま穂積委員の
御指摘になりましたような方向に沖繩
における行政の内容を変えていこう、
あるいは方式を変えていこうと努力し
ておる機構でございます。政府として
ももとよりこれのみで決して十分とは
考へていないのでありまして、さらに
でき得ればこれをほんとうの意味にお
いての民政に切りかえるといふことに
今後努力を傾注したいと思へてお
ります。

○穂積委員 重要な問題を含んでおり
ますから、大臣がお見えになったとき
にお尋ねいたしますが、ついでであり
ますから、あと二問だけ御答弁をわず
らわしたいと思ひます。すなわち、今
まで明らかにいたしましたところによ
ると、土地買上げ問題等、その他人民
の生活に非常に重大な影響を及ぼしま
すことをアメリカ軍が行ふ場合には、
一応アメリカ軍の、つまり施政官の立
てました法律によるわけでしょうが、
今問題になつております土地買上げ

のごとき法律も、アメリカ本国または
日本国内における土地収用法、あるい
は諸外国の常識的な民主的な土地収用
法より極端な土地買上げの独裁的な
強権的な法律ができる可能性もあるわ
けです。そういう場合には、一体日本
政府としてはどういふ態度をもつてこ
れにお臨みになるつもりであるか、そ
れを第一にお尋ねいたしておきたいと
思ひます。

○中川(融)政府委員 沖繩に住んでお
られるわが同胞の経済的、社会的その
他の福祉といふことにつきましては、
日本政府は非常に強い関心を持ってお
るのでありまして、これは純粹の法律
論、条約論とは離れまして、現実問題
として非常に強い関心を持っておるの
でありますから、ここにできます法令
の内容等につきまして、住民の権利な
い福祉といふものが、十分に保護され
ていないといふようなものがあります
場合には、これはアメリカ側と外交折
衝によりましてこれが是正をはかつて
いきたい、従来からその方針でありま
すが、今後ともその方針を続けていき
たいと思へております。

○穂積委員 最後にもう一点お尋ねい
たします。この前の日曜日、二十二日
でございまして、島民が全島にわたつ
て各地で大会を開きまして、そしてさ
きに立法院で定められた四原則といふ
のがあります。これを再確認いたしま
して、強く要望しておるわけですが、
そして同時に、ただいまアメリカへ
渡つております使節団があるわけだ
が、それがアメリカ本国政府と交渉し
ようといふことでやつております。そ
ういふ事実は御存じでございませうか。
○中川(融)政府委員 よく承知してお

ります。
○穂積委員 その四原則なるものは、
もうすでに二十二日の大会において確
認されたものでありますので、従つて
前の立法院の決議と同じものであるわ
けですが、これに対して今まで並びに
今後、日本の政府はアメリカに対して
一体どういふ態度をもつてお臨みにな
るつもりか。日本政府は、この四原則
といふものは、すべてもつともなこと
であるとして、全面的にこれを取り上
げてアメリカに交渉されるつもりであ
るかどうか。それからもう一つは、今
渡米いたしております沖繩の使節団の
諸君の活動に対して、日本政府並びに
在米の日本機関は、一体どういふ態度
で今臨んでおられるか、その二点を一
括して明らかにしておいていただきた
いと思ひます。

○中川(融)政府委員 ただいま御指摘
になりました琉球政府立法院の決議
いたしました四原則といふものは、す
でにわれわれは一年ほど前から実はこ
の内容を承知しておるのでありまして、
従来までのアメリカ政府に対する交渉
の内容といふものは、この立法院の決
議いたしました四原則といふものをそ
のまま採用いたしまして、これに基
いて交渉しておるのであります。この立
法院の決議及び日本側の要請等の要素
がありますがゆゑに、アメリカ側にお
きまして最も近いところの新しい立法措
置を考へておるのではないかと、
かように考へております。なお今回琉
球から行政主席を初めといふ使節
団がアメリカに行つて、さらにアメ
リカの政府及び国会等に働きかけて、
強力に琉球におきまして、現地に住ん
でおられる同胞の人々の要望を推進し

たいといふことになりましたことにつ
いては、政府としてもよりこれ非常
にけっこうなことだと思へておりまし
て、あらゆる協力を惜しまない考へで
あります。現に在米大使には訓電を
しまして、今度行く行政主席と十分連
絡して、アメリカ側にさらに一緒に
なつて交渉するといふ訓令を
しております。この使節団自体は、アメ
リカ軍のいわば計画の一部として
アメリカに行きましたもので、いろ
んな日程その他もアメリカ政府が直接
これに當つておるようでありまして、
さらに日本大使館当局もこれと協力し
てその目的の貫徹を期するといふよ
うな措置を今やつております。

○穂積委員 間違つていふといけま
せんから、ちょっと念のために申し上げ
ておきますが、その四原則といふの
は、土地買上げと一括払い反対、そ
の次は適正地代補償の問題、これは現
行の九倍の引き上げ要求、それから損
害賠償適正支払いの問題、最後に不
用地の早期返還要求、こういう項目で
ございまして、間違ひございませんね。
○中川(融)政府委員 その通りに承知
しております。

○穂積委員 續いてお尋ねいたしてお
きますが、先ほどお話のありました、
アメリカの沖繩統治のための基本法
定の機運があるといふことでありま
す。日本政府もそれを促進する考へで
ある、努力中であるといふお話でござ
いまして、それを制定するに當つて
は、法律上は日本政府の意思を聞く必
要もなからうと思ふが、政治的な意味
で、そういう機運の際、日本側から特
にこれこれの点についてはぜひとも確
保してもらいたいといふような希望条

件を提出する、現地に住んでおる
同胞の方々の強い要望、またわれ
われもそれを応援いたしたのであり
ますが、そのような結果といたしまし

件をお出しになっておられるか、またお出しになっておられなければ、その制定に当りましては、日本人である島民の生活を守るために、当然日本政府はそれを強く要求して交渉なさるべきだと思ふが、そういう御用意や御意思があるかどうか。もしあれば、また次の機会に、その問題としておられる、特に強く主張しておられる点についての政府の案を伺いたいと思ひますが、きょうはその内容にはわたらなくて、そういう交渉の意思、用意があるかどうか、それをはっきりしておいていただきたい。

それから、時間が何ですから一括してお尋ねしますが、もし日本の国会が、国民の利益を代表する意味で沖繩の現地視察を一べんする必要があると思ふのですが、そういう場合におきましては、渡航について政府は当然努力すべきであると思ふが、その可能性について最後に伺っておきたい。

この二点を一括してお答え下さるようにはお願いいたします。

○中川(融)政府委員 御指摘の第一の点であります。アメリカにおきまして施政の根本をきめる法律ができてから前に、われわれとしてはすでに一年前よりこの沖繩における施政の内容を民主化するようというのを強く要望しておいたのであります。その結果今回の法案が出たのであると思ふのであります。なおその内容につきましては、先ほど御説明いたしましたように、必ずしもまだ十分でない点があるのであります。たとえば軍が最終的な統治に当るといふ機構、根本はやはり変っていかないものであります。このような点はまだ満足していかないものが

あるのであります。これはさらに将来の問題としてそのような方向にできるだけ持っていくようにという要望を続けるつもりでおります。現在すでにアメリカ議会に出ております法案につきましては、あるいはこれを變えたいといふことは困難かもしれませんが、引き続き努力を続けていきたい、かように考えております。

なお沖繩の現地の実情を視察するために、日本から視察団を出すということにつきましても、これも従前から努力しておるのであります。すでに約半年ほど前にもこの問題をアメリカ当局に提議したのであります。やはり沖繩はアメリカ軍の支配下にありますので、軍当局の意見を聞かなければならぬといふことで、そのまゝそれがまだ実現に至っていないのであります。たとえば新聞記者等は、すでに御承知のように、アメリカ軍の招聘によって現地に行つたのであります。さらに政府あるいは国会の代表といふものが現地に行きまして、視察するといふことはぜひやりたい、かように考えております。この目的のためには、政府としてもよりアメリカ当局と十分の折衝をしたい御要望によりましてはあらゆる努力をいたしたい、かように考えております。

○岡田委員 関連して。先ほど残余主権は眠れる主権である、こういう答弁をされましたが眠れる主権といふものは、具体的にどのようなものを意味するか、この点を条約局長に、それから残余主権の内容について法制局としての御意見、これを承わっておきたい。

○下田政府委員 眠れる主権は、どう申し上げたらよいかわかりませんが、

とにかく現実には作用していない主権と見ております。

○高辻政府委員 先ほど来お話がありましたのをそばで聞いておつたわけでございますが、残余主権がある。それが眠れる主権といふと、それはまたそこでどういふ具体的な内容があるかといふことと関連して、いろいろ御議論があつたわけでございますが、私はそれは全く見方の相違であつて、実は実は申し上げるまでもなく、平和条約の第三條にありますが、あれをどういふふうに説明するかといふことの一点に尽きるところでございます。しかし平和条約第二條等にありますような主権を放棄しているといふような格好にないことは明らかでございます。しかしながら沖繩におきましては、先ほど来出ておりますように行政、立法、司法上の権力の全部または一部を行使する権利、それをアメリカが持つておるといふことは平和条約上明らかでございまして、主権を放棄しておらないのでございまして、格好になつておる。それを日本にはなお残余主権が残つておる。こういうふうな説明をしておるわけでございます。ただいまお話がありましたように、残余主権の内容はどうかと言いますれば、もしもアメリカが立法、司法、行政上の権力の全部または一部を行使するといふ内容におきまして、その全部を行使するのではないかと、これはアメリカの自由でございまして、それはそれでございまして、それから、そういう場合に日本の権力が及び得るといふことも観念論ではございまして、考えられるわけでございます。しかしながら実際に仰せの通り、アメリカにおいてあらゆる権力を行使しておるような状況でございまして

から、さてそれでは眠れる残余主権とは何だといふ疑問が起るわけでございます。しかしそれだけに限つて考えてみましても、そこにおる住民はやはり日本国籍を有しておるわけでございます。それから主権を放棄しておるものと違ひますから、沖繩の主権的なものをアメリカが他に譲渡するといふことは、主権を放棄された場合と違つて、そういうことはできません。また立法、司法、行政上の権力を行使する事態がなくなりまして場合には、当然日本の領土として日本の権力が全面的にそれに及ぶといふような格好に相なるわけでございます。やや観念的な論議を申し上げましたが、そういう点は主権を放棄したものと、残余主権として残つてゐるものと、根本的な相違はそういうところにはやはり残つておるといふことが申せると思ひます。

○岡田委員 政治上の問題としては私は外務大臣に具体的に聞きたいと思ひます。条約局長は、昭和二十七年の九月ごろは条約局長でありましたかどうか。

○下田政府委員 すでに条約局長でございました。

○岡田委員 それではあなたが条約局長のころに出した通達、これを讀んでみます。北緯二十九度以南の南西諸島の地位に関する件、これについてあなたである条約局長はこのように回答いたしておられます。「従つてわが国はこれらの地域に対する領土主権を保有し」と書いてある。さきあなたが言つたことと全然違ふじやありませんか。「且つ、その住民は日本国籍を保有しているものであることは貴見の通りである。」眠れる主権どころじやない。

い。法制局も適当に調子を合せて言つただけけれども、法制局ともあろうものが、あとになって恥をかくようなことをしてらつては困ると言つておるじやないですか。

○下田政府委員 先ほど来申し上げておりますことと何ら矛盾しないのであります。主権を保有するといふことは、先ほど高辻政府委員も申されましたように、平和条約第二條では主権を放棄するといふことは全然いつておらない、主権はわが方が保有しておるのであります。その主権の作用であるもの、その立法、司法、行政権は現実に全然行使し得ないという状態なのであります。

○岡田委員 答弁をしましましては困る。主権の行使の問題と主権の客体の問題、この点を言つておるのです。もつと別な点から私はやりますけれども、きょうは時間がありますからやらせませんが、それでは主権の行使によつて主権の客体といふものがなくなり得るということも言えるわけでしょう。そういうことになりましょう。

○下田政府委員 仰せの通りです。平和条約第二條によつて千島、樺太に対する主権を放棄すれば、これも主権を放棄したこと自体がすでに主権の作用であります。しかし主権の作用といつたものでは、第三條では主権を放棄いたさないものであります。

○岡田委員 第二條の問題、一般的な解釈を私は聞いておるのではない。沖繩の問題として私は質問しておるのであります。

○植原委員 委員長から政府委員に伺ひますが、沖繩は日本が潜在主権を

持つておる。アメリカが統治権を持つておる、そのアメリカの統治権は戦略上で持つておるのだ、沖縄をアメリカが統治しておるのは普通の平時の状態ではなく、戦略的の意味にアメリカが統治権を使つておるのだ、こう解してよかるうと思ふが、これはいかがか、これが第一の点。

第二の点は沖縄の住民は日本国民であるから、その権利を十分保護するためにはアメリカの行政、立法、司法の権が努めて民主的に行使されることを希望するけれども、それは、沖縄の住民が日本国民なるがゆえに、日本がこれを保護したいためにそう言うのだが、ただし、それには、軍事的に統治権を行なつておるというところに限度がありはしないかということだ。

次に、もう一つ委員が質問したいことは、アメリカが沖縄の住民の土地を租借するにせよ、あるいはその土地を買収するにせよ、そこに生存しておるアメリカ市民あるいは軍人が、そこに滞在しておるときの間だけ限つてその権利を租借したりあるいは買収するのではないか。日本に主権が返されたときには、それは当然沖縄の原所有者に返るべきものと解釈すべきものではないか。もしその所有権が永久的のものであり、その買収にせよ、租借にせよ、アメリカの統治権を行なつておるときよりはさらに進んで、日本にそれが返還されて、潜在主権が真の主権となつたときに関連するものならば、日本政府の了解を得てやるべきものではないか。ただ、軍事的に一時的にアメリカの統治権を行使する間にそれを租借し、買収するものならば、これはあえて日本の潜在的な主権の了解を得

なくてやつてもいいことではないか。この三つの点をお答え下されば、問題は大がいに明らかになると思ふ。○下田政府委員 委員長の仰せになりました第一点につきましては、仰せの通りだと思ふ。そもそも平和条約で、日本が沖縄をアメリカを施政権者とする信託統治地域にするということを確認しまして、またアメリカがこれを希望いたしましたのは、つまり国連憲章にいう戦略的信託統治地域にするというところが頭にあったわけでありまして、すべて沖縄の取扱ひの根本原因は、戦略的考慮から来ておることは仰せの通りだと思ふ。それから委員は、第二に、沖縄に住む人間は日本人であり、日本政府としては、日本人を保護するのは当然であるが、その日本人保護にも、おのずから、先ほどの戦略的考慮というところから来る限度があるではないかと仰せになりましたが、これをまさにその通りであると存じます。第三の、アメリカが統治しておる間に土地の買収とか租借とかを認めておつても、その効果は、アメリカが統治しておる期間に限るべきではないかという点でございますが、領土が移りました場合に、前の領土統治権者が定めした法令によつて取得した土地の取得の効果はどうするかという問題につきましても、国際法上一般の原則がございせん。そのときに、領土統治権者の変更によつて、新旧の統治権者が協定してきめるのが普通でございますが、たといその協定がでないといたしましても、旧時代に變動を生じた土地の得喪の効果はどう取り扱ふかということとは、新統治権者が独自の立場で

きめ得る問題だらうと思ふ。ただ、前例によりまして、土地の得喪その他不動産の得喪というものは、住民の権利関係に非常な影響を及ぼすものでございまして、なるべく急激な變動を避ける意味におきまして、前の統治権者の行なつた法律実施の効果をもつて認めるといふ先例が多いようでございます。○植原委員長 今の点をもう少し委員長は明瞭にしたいのですが、土地収用令のような形で個人の所有権を収用する場合において、現在は軍事的の意味の統治権だから、その収用で所有したものは、日本に主権が移るときには消滅すべきものではないかと思ふ。○下田政府委員 現実におきましては、永久使用とか永久租借とかいう形態はとつておらないようでございますが、かりに、十年とか二十年とか、あるいは三十年とか、期限を切つて賃貸したといつた場合には、その期限内に日本に返つてきたという場合は、その余つた年数をどうするかという問題になると思ふのでございせんが、これは、日本に返ります場合は仮定いたしますと、やはり今度は日本独自の戦略的考慮があると思ふのでございせん。日本のみならず自國を守り、沖縄を守る実力を備えた場合に返るのでございまして、今度は、日本自身が沖縄防衛についてどういう措置が必要

になるかという、新たな日本独自の見地から考えまして、米軍が収用しました土地を今度は日本の自衛隊が収用する必要も生ずることもあるのでございせん。しかし、とにかく、使用権者は今度は新たに日本になるわけでございますが、その場合には、米軍と土地所有者との賃貸借関係というものは消滅いたしました、新たに日本側と日本人の土地所有者との賃貸借関係に切りかわるといふことになるのが最も可能な場合じゃないかと存じます。○植原委員長 まだはっきりいたしません、アメリカの統治権内、立法権内、行政権内、司法権内、軍政官でも、その個人の土地を租借するとか買ふとかいう場合に、アメリカの統治権の行われておる間の限度をもつてするものなら、あえて日本の政府と相談しないでもよろう。しかし、それがさらに延長して、日本に返還されて、日本の主権と統治権が行使される時代まで及ぶものならば、これは日本の潜在主権と了解を得べきものというふうに存じます。○下田政府委員 これは、二つの場合を区別する必要があると思ふのでございせんが、米軍または米國政府が賃貸する場合に、これは米軍の戦略上の目的からいたしたのでございまして、当然米軍が去ればなくなるということと、所有者側にもわかるわけでございます。ところが、個人の場合には、金がないで、土地を売つて金を作りたい人があるでございまして、また、自分の家を建てたいために、土地を売つたり賃貸したりする人もおるわけでありまして、これは、個人間の取引の安全と

申しますか、取引の安定性という別個の見地があると思ふのであります。でありますから、この契約は、米軍が帰つたならばすぐ解消するぞというところは取引の安全を害することになりますから、これはむしろ、そういうことを考慮いたしませんで、取引関係の安全ということを目標にして定めるべきだと思ふ。そうして、日本に返りました場合に、今度は日本政府といたしまして、やはり國民の間の取引関係の安定というものは欲するわけでありまして、従前の例によりまして、前統治者時代に得喪を生じた不動産の所有権関係というものは、大体そのまま尊重しておるというのが通例でございます。○植原委員長 ただいまのお答えはごもつともですが、個人で、困つて土地を売るときにおいては今の問題にはなりません。売りたい土地も無理に取り上げられたり租借されるような、強制的にされるようなものではないか、強制的にされるものではないか、問題になると思ふのですが、そういう問題は起つた土地の問題の取扱ひに対しては、アメリカの統治権が終つた後においても継続するようなものであるならば、日本の主権の了解を得べきことが当然ではないか、こういう質問です。○下田政府委員 米軍が軍事上の必要から収用するといふ場合には、やはり軍事上の目的からいたします特殊な法律関係でございまして、米軍が存在しなくなりましてならば、必要の根本がなくなるわけですから、消滅すると思ふのでございせん。○岡田委員 私は今の点だけで了承いたしません。きよりはやりません

が、またあとで質問いたします。
○植原委員長 それでは次会は公報を
もってお知らせいたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後一時二分散会

昭和三十年五月二十八日印刷

昭和三十年五月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局